

取 扱 注 意 \*

|            |
|------------|
| 記 事        |
| 組 委 8      |
| 1952.12.12 |

# 国際理論物理学会議組織委員会 第 8 回 会 合 記 事

日 時 : 昭和 27 年 12 月 12 日 (金) 10 時 ~ 15 時

場 所 : 日本学術会議 43 会議室

出席者 : 藤岡, 伏見, 今井, 福田 (岡野), 小林, 小谷, 三村,  
武藤, 相良, 花藤, 谷, 友近, 朝永, 山内, 各委員,  
(事務局, 竹下, 吉田, 木村, 肥後, 山越)

議 題 :

1. 組織委員会在京委員会の編成
2. 組織委員会委員の追加
3. 経過報告
4. 寄付金に関する打合
5. 追加招請状発送先の送考

\* 寄付その他のことで委員外に広く知れると都合の悪い事項が  
含まれておりますから、今后此の種の記事は委員限りの資料  
と御心得頂くようお願いいたします。

記 申  
相 委 8  
1952.12.12

1. 組織委員会在京委員会の編成

藤岡委員長から説明があった。即ち

藤岡、小谷、茅、武藤、佐藤、山内、朝永、谷、柿評(外務省)、  
西村(同)、稲田(文部省)、岡野(同)、本田(事務局)

の10名を以て在京委員会を組織し、毎週木曜日午後5時から事務局に会合して常務を処理すること。

2. 組織委員会委員の追加

藤岡委員長から説明があった。即ち

外務省情報文化局オム課長  
文部省大学学術局学術課長  
学術会議事務局

の3名を新に組織委員に委嘱すること。更に京大事務局庶務課長も必要があれば将来追加すること。

その他、会后若手研究者の代表を専門部会委員を加えて行くことを了承。

3. 経過報告

藤岡委員長及び事務局から報告があった。報告事項は

(1) 地方との連絡

関係各大学長あて(会長名)ならびに同物理学教室主任あて(委員長名)、当国際会議開催について、その性格を述べて協力を依頼する書面〔資料 114〕を出した。〔注、その後同様の依頼状を各大学理学部長あてにも12月16日付で出した。〕

(2) 専属事務担当者の委嘱

茅委員、本田事務局総長がそれぞれ心当りについて当って見ている旨の報告があった。

(3) Landau の参加についての外務省の意向

外務省事務局としてはソ連ならびにソ連圏内の地域からの来日は一切拒絶するという省の最高方針のもとに動いているから、事務的にはソ連人の旅券に日本入国の査証が与えられることは不可能であることが藤岡委員長・外務省旅航課長の会談で明かとなった。

このことについては学術会議前回総会の決議により、ソ連地区との学術的交流の途を開くことについて政府に申し入れてある際であり、藤岡委員長が次回運営会議に事情を報告し、上記申入れの具体的該当事項としてスタックで論議してもらうよう処置することを了承。

又 IUPAP 会長 Dr. Meitner に対しては一応この問題の経緯を報告することを決定。

(4) 未日科学者に対する学士院の招待計画

未日する科学者のうち学士院の客員 (Bohr, Oppenheimer, Rabi) の3人だけは別に招待したいが、全員を呼ぶことについては別にせず、学術会議のレセプションに学士院が連名で合流したい、又東京滞留中は来年三月頃接收解除となる予定の学生会館を宿舍として提供してもよい。という気持の模探であることが事務局総長によって確かめられた旨の報告があった。

レセプションに因りて学士院が合流することについては学士院から申出があれば委員会としてはなるべく応ずるようにすることを了承。

4. 寄付金に関する打合

(1) 佐藤委員からの報告

(a) 仁科記念財団の基金募集とは別に募金を運めることになった。

(ii) 500万円程度以上のまとまった金を集めるには、本委員会

|            |
|------------|
| 記 号        |
| 組 号 8      |
| 1952.12.12 |

だけの力では労のみ多くして到底達成の見込がない。

- (9) 経済団体等の救済に頼れば、募金を委託して相当の多額を集めることは出来るが、其の代り予め事務費として目標額の一部程度を予託する必要がある。
- (10) 財界に呼びかけて募金する以上は国際会議の形態もある程度財界人にアピールするようなものにしなければならない。(例えば、レセプションに財界人を混ぜて呼ぶこと。

(12) 毎日新聞の申出について

同新聞から藤岡委員長への申出は

「新聞社が事業費を当て、Bohr博士の講演会を後援する代り、Bohr夫人の来日費用を世話する。その額は実際の所要額より多くして、一部会議の準備費に当てる。金は前渡しする。」  
という主旨で、この申出を受けることについては、財界からの募金に対する影響を心配する声もあったが、委員会としてはこの問題は委員会の権限外、募金とは無関係のものとして藤岡委員長に一任することが了承された。

(3) 寄付金募集の方針について

経済団体に委託するかどうかについては、委託する以外方法がないと認める空気が強かったが委託する場合にも一応必要額がどの位になるのか、根拠のあるところを出しておく必要が認められ、その方が先決問題とされた。  
又、中央と他方で募金が重複しないための処置としても、中央の募金のカバーする範囲と額、同様他方の支出のカバーする範囲と額を算出しておく必要性が認められた。

政府予算を募金で補う場合、募金による資金はそれによって

「(1) 招請者の人数を増すために当てるのか、それとも (2) 一人当たりの接待費の不足を補うと考えるのか」 については、形式上は(2)を取るが、実際は目立って派手な接待が出来る程資金の余裕が出ないだろうという見通しであった。又招請者の人数を増すことについては、資金の見通しが明瞭でない今日において、招請状を乱発することは、たとえ自費参加者でも余り多人数にな

ることは諸雑費がどうしてよかさんで来る上、案内等に人手が非常にかゝることになるから、極力今のところ慎重にすべきであるという意見が強調された。

5. 追加招請状発送先の選考

以上の状況から追加招請については、国内滞費持のものは、才ノ回招請者の中の辞退者の代りとしても今後は発しないこと、自費参加者についても慎重にすべきであるということになったが、次の4名だけは認められた。

1) John Bardeen (Cornell)

Slaterの手紙 [112] に推薦。本人は参加希望。

2) S. J. Butler

Dysonの招請辞退の手紙 [81-2] で代りとして推薦。

但し Dyson は滞在費持ちで招待したが Butler には滞在費は出さない。本人参加希望

3) H. S. Green

オーストラリア国内委から案内状に対する返信 [101-9] で推薦

4) J. J. Hermans

個人的招請が既に出されている。今後このような個人的連絡は行わないよう注意する条件で、本件だけは行き廻り上止むを得ず了承

6. 国内準備計画予定表の検討

小谷委員から提出資料 [115] について説明があり、了承。